



平成 25 年 10 月 11 日
日本原子力発電株式会社

東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画修正に伴う 関係自治体との協議の開始について

当社は、原子力災害対策特別措置法^{*1}（以下、「原災法」という。）に関する命令等の改正^{*2}ならびに原子力災害対策指針の改訂^{*3}が行われたことに伴い、東海発電所・東海第二発電所の原子力事業者防災業務計画^{*4}の修正案を取りまとめ、本日、関係自治体との協議を開始しましたので、お知らせいたします。

1. 協議対象の関係自治体

茨城県、東海村

2. 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

- ・原子力災害対策指針で求められる緊急時活動レベル（E A L）に基づき、「警戒事象」^{*5}、「特定事象」^{*6}および「緊急事態事象」^{*7}を判断するための事象リストを新たに追加。
- ・警戒事象が発生した場合、原子力防災管理者（発電所長）は、国、自治体等へ連絡することを追加。
- ・警戒事象が発生した場合および国から警戒事態の連絡があった場合に、発電所にて警戒事態を宣言し、発電所および本店にて警戒本部を設置することを追加。

3. 原子力事業者防災業務計画の修正予定日

平成 25 年 12 月 19 日（木）

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成 11 年 9 月 30 日に発生した J C O ウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年 12 月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成 24 年 6 月に改正された。

※2：原災法関係の命令等の改正（主要なもの）

平成 25 年 9 月 6 日改正の原災法施行令において、原災法第 15 条の原子力緊急事態宣言をすべき事象について、放射線測定設備等で 1 時間当たり 500 マイクロシーベルトであったものを、1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに、また、同日改正の通報事象等規則において、原災法第 10 条および第 15 条で規定するプラント事象の一部が、平成 25 年 2 月に改訂された原子力災害対策指針の“当面の緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）”に合致するよう見直された。

平成 25 年 9 月 12 日改正の通報事象等規則において、同年 9 月 5 日改訂の原子力災害対策指針の“E A L の枠組み”で規定された施設敷地緊急事態の事象および全面緊急事態の事象に整合するよう、原災法第 10 条の事象および原災法第 15 条の事象が見直されるとともに、同日改正の防災業務計画等命令において、原子力防災資機材にエリアモニタを追加するなどの改正がなされた。

※3：原子力災害対策指針の改訂

原災法第6条の2に基づき、関係機関が原子力災害対策を円滑に実施するため国が定める指針であり、予防的防護措置を準備する区域（P A Z: Precautionary Action Zone）、その区域での防護措置を実施するための基準である緊急時活動レベル（E A L）、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z: Urgent Protective Action Zone）、その区域等で防護措置を実施するための基準である運用上の介入レベル（O I L: Operational Intervention Level）などを定めるため、平成24年10月に制定された。

平成25年9月の改訂で、“当面のE A L”が“E A Lの枠組み”に変更されるとともに、原子力事業者防災業務計画に反映することが求められた。

※4：原子力事業者防災業務計画

原災法第7条に、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成すること、および、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

原子力事業者防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

※5：警戒事象

原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階の事象。

※6：特定事象

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。

（原災法第10条の事象）

※7：緊急事態事象

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象。

（原災法第15条の事象）

別紙：東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

以 上

別紙

東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画修正案の概要

章	内容	修正案の概要（主要なもの）
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	<p><第2節></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時活動レベル（EAL）の定義を追加。 ・関係周辺市町村の定義に、協議対象の各自治体の地域防災計画で指定された市町村名を追記。 <p><第3節></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針等に合わせ、「原子力災害予防対策」を「原子力災害事前対策」に、「原子力災害事後対策」を「原子力災害中長期対策」に修正。
第2章 原子力災害事前対策	原子力災害に備え事前に行う体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<p><第1節、第2節></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事象が発生した場合および国から警戒事態の連絡があった場合に、発電所にて警戒事態を宣言し、発電所および本店にて警戒本部を設置することを追加。 <p><第2節></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態宣言時の非常招集の方法について追加。
第3章 緊急事態応急対策等	EALにより発生事象を連絡・通報した場合等の、迅速かつ円滑な応急対策を行うための施設の立上げ、連絡・通報、体制の確立、ならびに情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<p><第1節></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事象が発生した場合、原子力防災管理者（発電所長）が、国、自治体等へ連絡することを追加。 <p><第1節、第3節></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針で求められる緊急時活動レベル（EAL）に基づき、「警戒事象」、「特定事象（原災法第10条事象）」および「緊急事態事象（原災法第15条事象）」を判断するための事象リストを新たに追加。
第4章 原子力災害中長期対策	原子力緊急事態解除宣言があつた以降の中長期対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<p><第1節></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針等に合わせ、「原子力災害事後対策」を「原子力災害中長期対策」に修正。
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	—